

被扶養者の資格調査を実施します！



共済組合では、被扶養者の資格認定の適正化を図るため、毎年、被扶養者の資格調査を行っております。本年も7月に次のとおり実施しますので、組合員の皆様には、ご協力をお願いいたします。

◆調査対象者

- 被扶養者全員を対象に行います。ただし、次の①又は②に該当する被扶養者は調査対象から除きます。
- ① 平成20年4月以降に認定された者
 - ② 平成20年3月以降に更新手続をした者

◆調査方法

所属所の共済事務担当課(係)を経由して調査を行います。該当する組合員の方は、別表1の書類を、共済事務担当課(係)へ提出してください。

なお、**扶養手当が支給されている被扶養者**については、所属所において確認が行われますので、書類を提出する必要はありません。

◆提出期限

所属所が定める期日までに共済事務担当課(係)に提出してください。

詳しいことは、共済事務担当課(係)にお問い合わせください。

被扶養者の認定要件について

被扶養者の認定を受けるためには、**主として組合員の収入により生計を維持していること**、また、次の要件等を満たしていることが必要となります。

◆被扶養者の範囲

「三親等内の親族」であることが要件となります。なお、配偶者、子、父母、孫、祖父母、弟妹以外の親族については、同居が要件となります。

◆収入について

扶養認定における「収入(別表2)」とは、所得税法上の「所得額」ではなく、認定時から将来に向かって恒常的に得られる収入の総額をいいます。

◎**給与収入**は、給与所得控除及び各種社会保険料等控除前の収入総額となります。

◎**事業収入**は、その収入を得るために直接必要となった最小限の経費のみ控除することになります。(所得税法上の所得額とは異なる場合があります。)

父母の場合

父母については、次に該当する場合、被扶養者の認定を受けることができます。

①夫婦の扶助義務

夫婦の相互扶助義務(民法第752条)の観点から、夫婦(父母)の一方の収入が認定基準額未満の場合であっても、双方の収入を合算したとき、その収入額により夫婦(父母)が、社会通念上、生活維持ができると考えられる場合

②経済的援助

組合員と別居している父母を認定する場合において、組合員の父母に対する経済的援助額(仕送り額)が、父母の収入の総額(仕送り額を含む。)の3分の1を下回る場合

調査により扶養認定の要件を満たしていないことが判明した場合は、**要件を欠いた日に遡って認定を取消すこと**になります。

この場合、取消日以降に受診された医療費等について返還していただくこととなりますので、**留意**ください。



◆被扶養者の認定の取扱い

18歳以上60歳未満の者の場合

18歳以上60歳未満の者については、通常、稼働能力を有しており、次の者を除いては、組合員の収入によることなく生計を維持することが可能であると考えられます。

●扶養手当の支給対象者

●学生(定時制課程、通信課程、夜間課程の学生を除く。)

●病気又は負傷のため就労能力を失っている者

「収入がない」又は、「アルバイト等の収入はあるが、認定基準額未満である」などの状況にある場合は、収入状況だけの判断ではなく、次の要件を具体的に調査確認したうえで、認定の可否を判定します。

① 就労の意思があるにもかかわらず就労できない具体的な状況

② 組合員が扶養しなければならぬ理由

③ 組合員がその者を経済的に扶養している事実

この事実

(別表2) 被扶養者認定の収入基準額表

区	分	基準額
公的年金等を受給している方 ※国民年金、厚生年金、共済年金、恩給、農業者年金など(遺族年金・障害年金を含みます。)	60歳以上の方	年額180万円
	障害年金を受給している方	
	その他	年額130万円 (月額108,334円)
上記以外の収入がある方		日額3,612円
雇用保険(失業給付)を受給している方		

※収入が基準額以上となる場合は、被扶養者の認定が受けられません。

(別表1) 被扶養者資格調査提出書類一覧表

区	分	提出書類
①	学生	●在学証明書(平成20年4月1日以降に交付された在学証明書)
②	病気又は負傷等により就労能力に制限を受ける者	●障害者手帳の写、又は診断書(就労に制限を受ける旨の内容記載のもの)
③	年金・恩給受給者(所得税法上非課税となる遺族年金・障害年金を含む。)	●平成20年度年金改定通知書の写(紛失等により提出できない場合又は20年度において改定がない場合は、20年6月分の送金通知書の写)
④	給与収入のある者	●平成19年分源泉徴収票又は給与支給証明書の写
⑤	事業収入等(農業・商業・不動産・その他)のある者	●平成19年分確定申告書(控)の写及び経費内訳書 ●事業収入申立書
⑥	三親等内の親族のうち同居を要件とする者	●住民票 ●①～⑤の区分に該当する場合は、それぞれの提出書類
⑦	継続認定(就職活動中)の者	●被扶養者申告書、扶養事実の申立書 ●組合員証(遠隔地被扶養者証) ●平成20年度(平成19年分)の所得証明書(更新時) ●就職活動状況申立書(更新時)
⑧	被扶養者の要件を備えていない者(取消手続の必要な者)	●被扶養者申告書 ●認定要件を欠いた年月日の確認できるもの ●組合員証(遠隔地被扶養者証)

(注)1 上記の区分において、複数の項目に該当する場合は、それぞれの提出書類が必要となります。
2 給与条例による扶養手当が支給されている場合は、書類を提出する必要はありません。

9月に組合員証の更新を行います

本年は組合員証の更新(交換)の年にあたります。現在、皆様に交付しております組合員証は、有効期限が平成20年9月30日となっておりますので、10月1日以降使用できなくなります。新しい組合員証につきましては、9月末までに、所属所の共済事務担当課(係)を通じて、現在、使用中の組合員証と交換のうえ交付することになりますので、お手数をおかけしますが、組合員証の交換についてご協力をお願いします。

組合員証のカード化について

現在、厚生労働省等関係機関において、平成23年度を目途として、※社会保障カード(仮称)の導入に向けた検討が進められております。本組合では、この社会保障カードの導入に合わせて、組合員証のカード化を予定しております。それまでの間は、現行の組合員証を使用することとなりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

※社会保障カードとは、カードにICチップを組み込むことにより、年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証等の役割を果たすカードとなるものです。